

## 令和元・2年度 役員変更に伴う追認等について

## 1 追認を求める役員（部会長）について（案）

【提案理由】施設運営部会長が4月1日付で品田政宏氏から宮村直身氏に交替したため、規約第8条第4号ただし書きにより総会の追認を求める。

役 職	氏 名	所 属 部 会
部 会 長	福 谷 秀 樹	青少年育成部会
	宮 村 直 身 (新)	施設運営部会
	林 隆 志	広報部会
	坂 川 玲 子	生活環境部会
	矢 野 昭太郎	災害対策部会

## &lt;参考&gt; 令和元年5月18日定期総会で承認済（変更なし）

役 職	氏 名	事 由
会 長	北 澤 尚 文	選考委員会推薦
副 会 長	白 子 久 男	八雲町会長
	白 子 君 代	中根西町会長
	小 川 浩 一	宮前町会長
	小 杉 直 史	柿の木坂町会長
	深 谷 純 一	柿の木坂第二維持会長
薄 葉 敏 幸	会長推薦	
事務局長	小 沼 洋 子	
会 計	清 田 俊 子	
	高 橋 紀美子	
会計監査	小 関 俊 雄	
	竹 澤 亜希子	

## （役員の選任）//////////////////////////////////// 八雲住区住民会議規約

第8条 役員の選任は、つぎのとおりとする。

- ① 会長は、選考委員会（各部会1名、事務局1名で構成）を設け、候補者を常任委員会に推薦し、総会で承認する。
- ② 副会長は、住区内各町会長などを会長が常任委員会に推薦し、総会で承認する。
- ③ 事務局長、会計および会計監査は、常任委員会で推薦し、総会で承認する。
- ④ 部会長、副部会長、事務局次長、および地域委員は各組織で選出し、常任委員会で承認する。ただし、部会長は、総会での追認を得なければならない。
- ⑤ 相談役は、常任委員会が選任し、会長が委嘱する。
- ⑥ 役員に欠員または増員の必要が生じたときは、常任委員会で補充または追加選任することができる。

## 2 役員（事務局次長、副部会長、地域委員）の変更について

【報告事由】昨年度の定期総会で報告した役員が総会以降に変更となっているので、令和2年4月1日付の役員を報告する。

(任期:令和元年4月1日から2年)

役 職	氏 名	所 属
事務局次長 5人	金澤 栄子	青少年育成部会
	佐野 敏江	生活環境部会
	○ 高橋 紀美子	広報部会
	○ 吉田 令子	施設運営部会
	○ 利根川 隆	災害対策部会
副部会長 14人	金澤 栄子	青少年育成部会
	宮田 雅	〃 (前部会長)
	村松 美弥子	〃 (スポーツ推進委員)
	横澤 香子	〃 (青少年委員)
	佐野 冬樹	〃 (青少年委員)
	岸本 淳子	施設運営部会 (統括運営員)
	吉田 令子	〃
	○ 利根川 隆	〃
	遠藤 恵子	〃 (目黒区明るい選挙推進委員)
	高橋 紀美子	広報部会
	佐野 敏江	生活環境部会
	古屋 宏	〃
	○ 高井 彩	災害対策部会
	○ 利根川 隆	〃
地域委員 13人	池田 愛子	八雲1丁目アパート住民協議会
	小杉 直良	八雲通り共栄会
	○ 関根 聡	富志美会
	渡辺 正一	都立大学本通り親和会
	宮崎 仁孝	柿の木坂商和会
	坂本 義明	トリツフードセンター
	井堀 真	八雲小PTA会長
	○ 四宮 慶太	〃 副会長
	○ 團 留理子	〃 副会長
	○ 秋山 由里子	〃 副会長
	○ 上田 武範	〃 副会長
	渡辺 薫	第十中PTA会長
	銅坂 裕美	〃 副会長

(注) ○が変更した役員です。なお、地域委員は任期中の変更があります。